

## 若年者の消費者トラブル防止啓発展示を実施します

若年者に今、知って欲しい消費者トラブルをクイズも交え展示や動画で紹介します。

### 1 概要

若年者は社会経験が乏しく消費者被害に遭いやすいとされています。そこで成人となり社会進出を控える高校生を対象に消費者トラブル防止の啓発展示を実施します。

名称：「#闇バイト #副業 だまされた #消費者トラブル」

期間：令和5年12月1日(金)正午～令和5年12月8日(金)正午

場所：駅前交流テラスすわっチャオ イベントスペース

主催：諏訪市市民課(諏訪市消費生活センター)

### 2 内容

(1) 若年者に知って欲しい消費者トラブルを展示と動画で紹介

- ・美容エステ
- ・通信販売
- ・賃貸アパート
- ・闇バイト、高額バイト

(2) 消費者トラブル防止啓発物の配布

- ・「諏訪市消費生活センター 暮らしカレンダー」(50部)

令和4年度第41回諏訪市消費生活展「消費生活に関するイラスト」入賞・入選作品を活用して作成したカレンダーを配布します。

- ・諏訪市消費生活センターエコバッグ、啓発チラシ、ウェットティッシュ(50セット)



〒392-8511 長野県諏訪市高島1-22-30  
長野県 諏訪市 市民環境部  
市民課 市民窓口係  
(諏訪市消費生活センター)  
(担当) 清水  
電話 0266-52-4141 (内線116)  
FAX 0266-52-8166  
メール shimin@city.suwa.lg.jp